



2007年3月26日

各 位

会社名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 角 和夫
コード番号 9042 (東証・大証 第1部)
問合せ先 グループ経営企画部
部長 (広報担当) 白木 恵士
(電話 06-6373-5092)

株式会社阪神百貨店と株式会社阪急百貨店との経営統合
(株式交換及び会社分割による持株会社体制への移行) に関する基本合意
並びに子会社及び持分法適用関連会社の異動に関するお知らせ

阪急阪神ホールディングス株式会社 (以下「阪急阪神ホールディングス」といいます。)、阪神電気鉄道株式会社、株式会社阪神百貨店 (以下「阪神百貨店」といいます。) 及び株式会社阪急百貨店 (以下「阪急百貨店」といいます。) は、阪神百貨店と阪急百貨店との経営統合 (株式交換及び会社分割による持株会社 (以下「持株会社」といいます。)) の発足) に関し、基本合意いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、株式交換の結果、阪神百貨店は阪急阪神ホールディングスの連結対象子会社から除外されますが、阪急阪神ホールディングスは、阪急百貨店 (持株会社) の発行済株式に係る議決権の20%強を保有することとなり、阪急百貨店 (持株会社) は阪急阪神ホールディングスの関連会社 (持分法適用関連会社) となる予定です。

以 上

(別 紙)

2007年3月26日

各 位

阪急阪神ホールディングス株式会社

阪神電気鉄道株式会社

株式会社阪神百貨店と株式会社阪急百貨店との経営統合
(株式交換及び会社分割による持株会社体制への移行)に関する基本合意
並びに子会社及び持分法適用関連会社の異動に関するお知らせ

阪急阪神ホールディングス株式会社(以下「阪急阪神ホールディングス」といいます。)は、本日の取締役会において、阪急阪神ホールディングスの連結子会社である株式会社阪神百貨店(以下「阪神百貨店」といいます。)と株式会社阪急百貨店(本社:大阪府大阪市北区、以下「阪急百貨店」といいます。)が2007年10月1日(予定)を期して阪急百貨店を完全親会社、阪神百貨店を完全子会社とする株式交換を実施し、同日付で阪急百貨店の百貨店事業を新設分割し、阪急百貨店を持株会社(以下「持株会社」といいます。)とする経営統合について合意することを決議いたしました。

この結果、阪神百貨店は阪急阪神ホールディングスの連結対象子会社から除外され、阪急百貨店(持株会社)は阪急阪神ホールディングスの関連会社(持分法適用関連会社)となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

記

I. 経営統合について

1. 経営統合の概要

(1) 経営統合の背景・目的

2011年以降の大阪梅田地区は、阪急百貨店うめだ本店の建替え、三越の新規出店、大丸梅田店の増床といった百貨店の増床だけでなく、大阪駅開発や北ヤード再開発など、大型プロジェクトが連続し、国内でも他に例を見ない商業集積地へと生まれ変わることが予想されます。加えて、地下街のバリアフリー化、交通機関の充実など大阪梅田地区でのお客様の利便性は着実に向上しつつあり、関西圏での大阪梅田地区の存在感は今後ますます増していくと考えられます。

阪神百貨店は、阪急阪神ホールディングスの連結子会社である阪神電気鉄道株式会社(以下「阪神電気鉄道」といいます。)の子会社として、梅田本店を中心に3店舗を構え、阪神地域に密着しながら事業を展開し、お客様より高い支持を得ております。特に梅田本店は、定評のあるデパート地下売場を中心に、独自性のある営業戦略で他店との差別化を行い、梅田地区の地域2番店の地位を築いています。

一方の阪急百貨店は、現在、グループ中長期計画「GP10計画」の名の下、関西ドミナントエリアでのマーケットシェア拡大に取り組んでいますが、うめだ本店が、大阪梅田地区での圧倒

的地域1番店の地位を確保していくことが、計画目標達成に際して最重要課題であると考えております。

そういった状況の中、2006年9月22日の阪急百貨店と阪神百貨店の業務提携合意以降、両社は8つの部会（婦人服・服飾品、紳士服、子供服・スポーツ用品、フード・ギフト、リビング、外商、備品等調達一元化、共同プロモーション検討）を中心として、どのような連携をすることが今後の競争優位に結びつくかについて協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、両社のブランドを活かしながら一体となって経営基盤を築き、互いの持つ経営資源を共有・活用することが最善であるという考えで一致し、このたび阪急百貨店と阪神百貨店が参加する持株会社体制を築くことになりました。阪急阪神ホールディングス及び阪神電気鉄道は、この方針に賛同し、全面的に協力することといたしました。

今回の経営統合により、阪神百貨店は、阪急阪神ホールディングスの連結子会社ではなくなりますが、阪急阪神ホールディングスは、持株会社の発行済株式に係る議決権の20%強を保有することとなり、持株会社は阪急阪神ホールディングスの関連会社（持分法適用関連会社）となる予定です。従来から、阪急阪神ホールディングス及びそのグループ会社と阪急百貨店とは、事業上密接な関係にあります。この経営統合は、阪急阪神東宝グループの百貨店事業の結束力を強め、ひいては阪急阪神東宝グループ全体の中長期的な発展と企業価値向上に資するものであると考えております。

(2) 経営統合の日程

2007年 3月26日	経営統合決議取締役会（阪急百貨店・阪神百貨店） 経営統合に関する基本合意書締結
2007年 3月31日	株主総会基準日
2007年 5月 9日	株式交換決議取締役会（阪神百貨店）
2007年 5月10日	株式交換決議取締役会（阪急百貨店） 会社分割決議取締役会（阪急百貨店） 株式交換契約締結
2007年 6月下旬(予定)	株式交換承認株主総会（阪急百貨店・阪神百貨店） 会社分割承認株主総会（阪急百貨店） ※会社分割は、株式交換の承認を前提とします。
2007年10月 1日(予定)	株式交換の予定日 会社分割による新会社設立登記日
2007年10月下旬(予定)	株券交付日（株式交換・会社分割）

(3) 阪急百貨店の商号変更

阪急百貨店は、会社分割に伴い「株式会社阪急百貨店・阪神百貨店ホールディングス（仮称）」に2007年10月1日付けで商号を変更します。

また、「株式会社阪急百貨店」の商号は、会社分割による新設会社（以下「新設会社」）の商号とします。

2. 株式交換について

(1) 株式交換の要旨

①株式交換比率算定結果

	阪急百貨店	阪神百貨店
株式交換比率	1	1

注1. 株式の割当比率

- i) 阪神百貨店の株式1株に対して、阪急百貨店の株式1株が割当て交付されます。なお、阪急百貨店が保有する阪神百貨店の普通株式20,000株については、株式交換による株式の割当は行われません。
- ii) 上記株式交換比率は、下記⑤その他の項で記載している阪神百貨店が株式交換契約前日までに行う50億円の自己株式の取得及び消却を前提として決定しております。
- iii) 上記交換比率は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間で協議のうえ、変更されることがあります。

注2. 阪急百貨店が株式交換により発行する新株式数等

普通株式 35,416,476株（予定）

②株式交換比率の算定根拠

i) 算定の基礎

株式交換比率の公平性を担保するために、阪急百貨店側では第三者機関である大和証券SMB C株式会社（以下「大和証券SMB C」といいます。）が、阪神百貨店側では、第三者機関であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「E Y」といいます。）が株式交換比率の算定を行いました。その算定結果を参考に、またそれぞれ両社の財務状況、業績動向等を勘案し、当事会社間で協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

ii) 算定の経緯

株式交換比率の公平性を担保するために、阪急百貨店側では第三者機関である大和証券SMB Cが株式交換比率の算定を行い、「株式交換比率算定書」を作成しております。

阪神百貨店側では、第三者機関であるE Yが株式交換比率の算定を行い、「株式交換比率算定書」を作成しております。なお、E Yは、当事会社間で合意した株式交換比率が、財務的見地から妥当である旨の意見書を出しております。

iii) 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

大和証券SMB Cは、阪急百貨店については、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似会社比較法に基づき株式価値評価を実施し、また阪神百貨店については、DCF法及び類似会社比較法に基づき株式価値評価を実施いたし

ました。各手法による算定結果は以下の通りです。

	算定結果	
	阪急百貨店	阪神百貨店
DCF法	1	0.84～1.07
類似会社比較法	1	0.90～1.46

阪急百貨店の株式価値評価方法および評価結果は以下の通りです。

- DCF法では、阪急百貨店の事業活動によって生み出されると期待される将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を994円～1,203円と評価いたしました。
- 類似会社比較法では、阪急百貨店と事業及び規模が類似している上場企業の事業価値に対する税引前利払前営業利益（EBIT）、税引前利払前償却前営業利益（EBITDA）、純利益及び簿価純資産の乗数を求め、その比較を通じて阪急百貨店の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を1,074円～1,923円と評価いたしました。

阪神百貨店の株式価値評価方法及び評価結果は以下の通りです。

- DCF法では、阪神百貨店の事業活動によって生み出されると期待される将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を1,001円～1,065円と評価いたしました。
- 類似会社比較法では、阪神百貨店と事業及び規模が類似している上場企業の事業価値に対する税引前利払前営業利益（EBIT）、税引前利払前償却前営業利益（EBITDA）、純利益及び簿価純資産の乗数を求め、その比較を通じて阪神百貨店の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を1,007円～1,909円と評価いたしました。

EYは、以下に記載の評価手法による阪急百貨店及び阪神百貨店の株式価値算定結果を総合的に勘案し、株式交換比率を、0.84～1.79と算定しました。

阪急百貨店については、市場株価法、DCF法、類似会社比準法、純資産法に基づく算定を行い、それらの結果を総合的に勘案したうえ、市場株価法及びDCF法を採用し、1株当たりの株式価値を、両手法の評価レンジである906円～1,124円と算定いたしました。

- 市場株価法では、算定報告書の評価基準日を2007年2月9日として、阪急百貨店の過去3か月間の最小値、最大値で評価し、1株当たりの株式価値を915円～1,124円と算定いたしました。
- DCF法では、阪急百貨店の事業活動によって生み出されると期待される将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を906円～963円と算定いたしました。

阪神百貨店については、DCF法、類似会社比準法、純資産法に基づく算定結果を総合的に勘案したうえ、DCF法を採用し、1株当たりの株式価値を949円～1,622円と算定いたしました。

- DCF法では、阪神百貨店の事業活動によって生み出されると期待される将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を949円～1,622円と算定いたしました。

iv) 算定機関との関係

大和証券SMBCは、阪急百貨店の関連当事者には該当しません。

EYは、阪神電気鉄道及び阪神百貨店の関連当事者には該当しません。

③阪神百貨店の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

④株式交換交付金

株式交換交付金の支払いはありません。

⑤その他

株式交換実施までに、阪急阪神ホールディングスグループ内で、阪神百貨店株式の保有形態を見直し、阪神電気鉄道が保有する阪神百貨店株式の一部を阪急阪神ホールディングスに譲渡することとなっています。従いまして、本件株式交換によって阪急百貨店が交付する阪急百貨店株式の割当先は、阪急阪神ホールディングス及び阪神電気鉄道の2社となります。

また、株式交換実施までに、阪神百貨店は阪神電気鉄道から総額50億円で4,864千株の自己株式を買い取り、株式消却を行う予定です。従いまして、株式交換実施時点における阪神百貨店の発行済株式総数は、約35,436千株となる予定です。

加えて、阪急阪神ホールディングスは、株式交換実施までに阪急百貨店株式約3,900千株を購入する予定であります。

以上一連の取引を実施した場合、2007年10月1日付株式交換実施後の阪急百貨店（持株会社）株式の阪神電気鉄道及び阪急阪神ホールディングスの所有株式の割合は、下表のとおりとなる見込みであります。

株主名	所有株式数	持分比率
阪神電気鉄道	約29,500千株	約14.3%
阪急阪神ホールディングス	約15,500千株	約7.5%

なお、上記持分比率については、阪急百貨店が自己株取得枠の上限である17,000千株を取得したという前提で計算した比率であり、阪急百貨店の自己株式取得の状況によって当該数値は変更となる可能性があります。

(2) 株式交換当事会社の概要

①当事会社の概況

(1) 商号	阪急百貨店 (完全親会社)	阪神百貨店 (完全子会社)
(2) 事業内容	百貨店事業	百貨店事業
(3) 設立年月日	1947年(昭和22年)3月7日	1957年(昭和32年)4月17日
(4) 本社所在地	大阪市北区角田町8番7号	大阪市北区梅田1丁目13番13号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 新田信昭	代表取締役社長 西川秀郎
(6) 資本金	17,796百万円(2006年9月末)	4,358百万円(2006年9月末)
(7) 発行済株式数	187,688,301株(2006年9月末)	40,300,476株(2006年9月末)
(8) 純資産	117,096百万円(2006年9月末)	26,661百万円(2006年9月末)
(9) 総資産	205,119百万円(2006年9月末)	48,870百万円(2006年9月末)
(10) 決算期	3月末日	3月末日
(11) 従業員数	2,975名(2006年9月末)	1,027名(2006年9月末)
(12) 主要取引先	一般顧客	一般顧客
(13) 大株主及び持株比率 (2006年9月末時点)	阪急百貨店共栄会 17.51% 日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)(信託口) 5.67% 東宝(株) 5.16% (株)三菱東京UFJ銀行 3.42% 阪急阪神ホールディングス(株) 3.00%	阪神電気鉄道(株) 99.95% (株)阪急百貨店 0.05%
(14) 主要取引銀行	(株)三菱東京UFJ銀行 (株)三井住友銀行	(株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほ銀行
(15) 当事会社間の関係等	資本関係 人的関係 取引関係 関連当事者への該当状況	阪急百貨店は、阪神百貨店の株式を20,000株、阪神百貨店は阪急百貨店の株式を20,050株保有しています。 該当事項はありません。 両社は業務提携契約を締結しており、現在共同でプロジェクトに取り組んでいます。 関連当事者には該当しません。

②最近3年間の業績

(連結ベース)

	阪急百貨店 (株式交換完全親会社・分割会社)			阪神百貨店 (株式交換完全子会社)		
	2004/3 実績	2005/3 実績	2006/3 実績	2004/3 実績	2005/3 実績	2006/3 実績※
売上高 (百万円)	384,556	385,674	381,285	127,412	116,136	-
営業利益 (百万円)	15,219	16,883	14,591	3,352	1,960	-
経常利益 (百万円)	16,009	17,661	16,052	3,574	2,267	-
当期純利益 (百万円)	8,100	9,107	7,922	1,659	1,209	-
1株当たり当期純利益 (円)	42.89	48.24	42.28	40.49	29.38	-
1株当たり純資産 (円)	604.21	649.78	739.55	694.72	715.32	-

※阪神百貨店は、2005年9月に株式交換により阪神電気鉄道株式会社の子会社になったことにより

2006年3月期の連結財務諸表は作成しておりません。

(単体ベース)

	阪急百貨店 (株式交換完全親会社・分割会社)			阪神百貨店 (株式交換完全子会社)		
	2004/3 実績	2005/3 実績	2006/3 実績	2004/3 実績	2005/3 実績	2006/3 実績
売上高 (百万円)	312,187	305,743	299,820	118,669	108,349	112,645
営業利益 (百万円)	12,516	14,149	11,661	2,673	1,460	2,718
経常利益 (百万円)	13,109	14,706	12,686	2,824	1,677	2,873
当期純利益 (百万円)	8,053	8,385	6,497	1,215	861	1,022
1株当たり当期純利益 (円)	42.66	44.40	34.68	29.64	20.90	24.69
1株当たり年間配当金 (円)	12.5	12.5	12.5	9.50	7.50	7.50
1株当たり純資産 (円)	559.21	598.01	674.58	621.50	633.58	657.22

3. 会社分割について

会社分割の詳細については、阪急百貨店による本日付けの「株式会社阪急百貨店と株式会社阪神百貨店の経営統合（株式交換ならびに会社分割による持株会社体制への移行）に関する基本合意のお知らせ」をご参照ください。

4. 株式交換及び会社分割後の上場会社（持株会社）の状況

(1) 商号	株式会社阪急百貨店・阪神百貨店ホールディングス（仮称）
(2) 事業内容	グループ会社の経営企画・管理ならびにこれに付随する業務
(3) 本店所在地	未定
(4) 代表者の役職・氏名	未定
(5) 資本金	未定
(6) 純資産	未定
(7) 総資産	未定
(8) 決算期	3月31日

II. 子会社（及び持分法適用関連会社）の異動について

上記株式交換及び経営統合の結果、阪神百貨店は持株会社の連結子会社となり阪急阪神ホールディングスの連結対象子会社から除外され、また阪急百貨店（持株会社）は阪急阪神ホールディングスの関連会社（持分法適用関連会社）となる予定です。

1. 異動の理由、異動する子会社の概要、異動の方法、異動の日程、異動の前後における各社の議決権の数及び議決権の総数に対する割合

前記「I. 経営統合について」をご参照ください。

2. 今後の見通し

阪神百貨店は阪急阪神ホールディングスの連結対象子会社から除外され、また阪急百貨店（持株会社）は阪急阪神ホールディングスの関連会社（持分法適用関連会社）となる予定です。これらの結果、阪神百貨店の業績が阪急阪神ホールディングスの連結財務諸表から除外され、阪急百貨店（持株会社）の連結当期損益等が阪急阪神ホールディングス連結財務諸表に反映されることとなりますが、具体的な連結業績への影響等につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

なお、本日発表致しました阪急阪神ホールディングス中期経営計画は、本件両百貨店の経営統合に係る影響（子会社及び持分法適用関連会社の異動等）を勘案したものとなっております。

以 上